

平成 27 年（2015 年）4 月 10 日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害児通所支援における基本支給量を超過する場合の取扱いについて

平素から、札幌市の障がい児福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月の報酬改定により、保育所等訪問支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下これらを「児童発達支援等」という。）との同日算定が可能となりました。

これを受けて、本市では、保育所等訪問支援の支給量を従前の児童発達支援等と合わせた支給量基準から単独の基準に改正するとともに、障害児通所支援における基本支給量を超過する場合の取扱いを変更しましたので通知します。

また、保育所等訪問支援の支給決定を受けている児童の保護者の方に対しては、各区保健福祉部から個別周知を行いますので、貴事業所職員にご周知いただくとともに、保護者の方への説明など、制度の円滑な運用にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この通知に伴い、「障害児通所支援における基本支給量を超過する場合の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 26 日付け札障第 5301 号）は廃止します。

記

1 制度改正の概要

(1) 保育所等訪問支援について、これまで対象外とされていた、児童発達支援等と同一日の算定が可能となった。

※ 児童発達支援等のほか、障害福祉サービスなどの提供時間と同一時間帯の算定は不可。

(2) 上記(2)の改正に併せ、本市における障害児通所支援の支給量基準を次のとおりとした。

ア 児童発達支援等

(ア) 基本支給量：「14 日／月」以内

- (i) 基本支給量超過：保健福祉部長が特に療育等の支援が必要であると認めた場合にあっては、「23日／月」を超えない範囲で、必要と認められる日数
- ※ 児童発達支援と医療型児童発達支援を併給する場合、合計支給量が上記支給量の範囲内となる。

イ 保育所等訪問支援

- (i) 基本支給量：「2日／月」以内
- (ii) 基本支給量超過：保健福祉部長が特に療育等の支援が必要であると認めた場合にあっては、「5日／月」を超えない範囲で、必要と認められる日数
- ※ 平成27年3月31日時点で上記を超える支給決定を受けていた者については、その支給量を上限とすることができる。

2 平成27年4月以降の基本支給量超過の支給決定に係る取扱い

(1) 要件

事業者の意見に基づき、基本支給量超過の必要性が判断できる場合は、札幌市児童相談所長（以下「相談所長」という。）の意見書を徴取することなく、各区保健福祉部長の判断において、基本支給量超過の支給決定を行うことができるものとする。なお、児童発達支援等と保育所等訪問支援を併給する場合で、それぞれのサービスにおいて基本支給量超過の支給決定を行うときは、児童発達支援等の基本支給量超過の必要性をもって、保育所等訪問支援も基本支給量超過の支給決定を行うことができる。

(2) 事務手続き

ア 現在利用中（又は利用予定）の事業者に対して、「障害児通所支援の基本支給量超過に関する事業者意見書の提出について（依頼）」（様式2）により、「障害児通所支援の基本支給量超過に関する事業者意見書」（様式3。以下「意見書」という。）の提出を依頼。なお、複数事業者を利用（又は利用予定）している場合は、各事業者それぞれに依頼する。

※ 児童発達支援等と保育所等訪問支援を併給する場合は、基本支給量超過の支給決定に係るサービスの提供事業者に依頼する。ただし、双方のサービスを対象とする場合は、保育所等訪問支援の提供事業者への依頼は行わない。

イ 事業者から提出された意見書を参考に各区保健福祉部で支給量を判断する。

(3) 留意事項

ア 新規申請

基本支給量での支給決定が原則となるが、既に貴事業者において、障害児通所支援の提供に向けた十分なアセスメントを行っており、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行った結果、療育の目的達成に必要な日数が基本支給量を超えると判断される場合には、本取扱いの対象とする。

イ サービスの追加申請

(7) 児童発達支援と医療型児童発達支援を併給する場合

既に支給決定を受けているサービスにおいて、基本支給量超過の必要性が認められている場合には、その支給量を上限として、既支給決定サービスと追加サービスの支給量を割り振ることとなるため、意見書の再提出は不要。

(8) 保育所等訪問支援と児童発達支援等を併給する場合

児童発達支援等について、既に基本支給量超過の必要性が認められている場合は、特に療育等の支援が必要であることが確認できているものとし、保育所等訪問支援の基本支給量超過に係る意見書の徴取は行わない。

※ 保育所等訪問支援の基本支給量超過の支給決定を受けている者が、児童発達支援等の追加申請を行い、基本支給量超過の支給決定を希望する場合は、改めてその必要性を確認する。

ウ 更新申請

既に基本支給量超過の必要性が認められている場合、意見書の再提出は必要ないが、意見書作成時の状況と比べて大きな変化が認められるときには、再度意見書の提出を求める。

(4) その他

ア 障害児通所支援の主たる利用目的が日中の一時預かりである場合には、日中一時支援の利用が適当となることに留意すること。

イ 意見書の作成に当たっては、保護者の意向を踏まえ、また、他の障害児通所支援事業者との連携を図りながら、対象児童の療育の目的達成に必要となるひと月の利用日数（児童発達支援と医療型児童発達支援を利用している場合は、合計で必要となる日数）を記載すること。

3 利用者周知

本通知以降、各区保健福祉部から順次、保育所等訪問支援の支給決定を受けている児童の保護者あてに、併給する児童発達支援等との合計支給量に応じて、次のとおり案内文を送付する。

- (1) 「14日／月」以内の方 …………… [別添1]
- (2) 「14日／月」を超える方 …………… [別添2]

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係
Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp